

議案第 1 号 令和 2 年度の事業報告及び収支決算について

令和 2 年度の事業報告（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

1. 会員の勧誘

現会員に対し、継続入会を依頼するとともに、ホームページ等を使っての愛する会への会員募集を行った、コロナウィルス感染症拡大防止の観点からイベントを中止せざるを得なくなったため会員募集活動に制限がかかり、令和 2 年度末の会員数は 756 名（802 口）となった。

2. 普通乗車券綴り、会員証等の配付

本会の会員あてに、会費 1 口当たり普通乗車券の 5 枚綴りを 1 冊、また、各種割引等の特典が受けられるオリジナルデザインの会員証を 1 枚配付するとともに、イベント開催のお知らせや新聞等を会員に配付した。

3. 大津っ子まつり参加事業「子どもお茶会」

コロナウィルス感染症拡大の防止の観点から「大津っ子まつり実行委員会」の判断により中止が決定。

4. 大津の京阪電車を愛する会会員向け感謝祭

コロナウィルス感染症拡大の防止の観点から会員様とご家族様の健康と安全を第一に考慮し、京阪電鉄株式会社様とも協議の上、中止を決定。

5. ボランティア企画

「無病息災クイズラリー」

京阪電車大津線沿線の厄除けスポットを電車と徒歩で無病息災とコロナウィルス退散を目的でのクイズラリーを行った。参加者は、都合のよい日に 6 か所の厄除けスポットのうち 5 か所に行き、はがきで回答する方法で、クイズを楽しみながら沿線の新たな良さを発見することができたというコメントが多数あり京阪電車大津線の利用促進を図ることができた。

6. 湖都古都大津けいはんタイムスの発行

京阪沿線の人々の交流と、まちの活性化を目指し、沿線に関する情報誌を発行した。京阪沿線に関連する記事を様々な視点でとりあげた。沿線情報やイベント情報はボランティア記者によって取材・編集され、石山坂本線の新たな魅力発信につながる内容となっている。

編集会議：5 回。発行部数 7,000 部は、会員や京阪沿線の駅や観光地、施設等に配布した。

7. 役員会の開催

本会を適正に運営していくため、令和2年度は2回の役員会を開催した。

8. ボランティア会議

イベントの企画や進行の打ち合わせのため、令和2年度は5回のボランティア会議を開催した。また、イベント案内の発送作業、企画イベントの運営などを行った。

令和2年度 収支決算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
繰越金	99,612	99,612	前年度繰越金
会 費	1,900,000	1,604,000	会費 @2,000×802口
その他収入	50,388	11	利子収入、イベント参加料等
合 計	2,050,000	1,703,623	

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
乗車券	807,500	680,850	普通乗車券@850×801口(1口辞退)
事業費	430,000	271,508	大津っ子まつり 1,500円 大津けいはんタイムス 247,060円 ボランティア企画イベント 22,948円
報償費	100,000	68,100	ボランティア交通費等 8,100円 ホームページ管理費 60,000円
印刷製本費	100,000	84,339	総会書面表決資料、会員募集チラシ等
通信運搬費	430,000	279,975	郵送料・電話代・インターネット代
雑 費	172,500	94,146	消耗品等購入費、振込手数料
予備費	10,000	0	
合 計	2,050,000	1,478,918	

次年度繰越金


224,705

監 査 報 告

「大津の京阪電車を愛する会」令和2年度の会計（令和2年4月1日～令和3年3月31日）を監査した結果、関係書類及び支出帳票並びに通帳ともに適正に処理されていたことを報告します。

令和3年4月 9日

監事

竹内基二 

監事

吉本美枝子 

議案第 2 号 会則の変更について ~~(案)~~

会則第 11 条・第 12 条を次のとおり改正し第 13 条を追加する。

改正前

(事務局の所在地)

第 11 条 本会の事務局は、大津市石山寺三丁目 27 番 11 号に置く

(会則の変更)

第 12 条 この会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の決議をもって変更できるものとする。



改正後

(文書管理)

第 11 条 本会の文書の管理は次の規定表に従う。

【文書管理規定】

保管文書	保管期間
会計に関する文書	10 年
総会・役員会に関する文書	5 年
事業に関する文書	1 年

(事務局の所在地)

第 12 条 本会の事務局は、大津市石山寺三丁目 27 番 11 号に置く

(会則の変更)

第 13 条 この会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の決議をもって変更できるものとする。

議案第 3 号 令和 3 年度の事業計画(案)及び収支予算(案)について

令和 3 年度の事業計画(案)

(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

1. 事業実施の方針

本会の会員の維持及び拡大を進めるとともに、更なる京阪大津線の利用促進を図るため、京阪電気鉄道㈱の協力の下、下記の事業を展開していく。今年度も引き続き事業ごとに企画・運営の担当を配置し、ボランティアスタッフによる自主運営企画も展開する。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 会員の拡大

本会の活動や会員特典を積極的に広報するため、引き続き会員募集チラシを大津線主要駅や公共施設に常備するとともに、京阪大津線沿線の企業の勧誘を行うとともに大津市外からの会員数を増やすため会報誌を作成しまた、ホームページ上でも活動内容の紹介や事業報告を行い、広く会員募集を行っていく。

(2) 会員特典の充実

会員特典として、会費 1 口当たり普通乗車券綴り (170 円区間×5 枚) を配付する。また、会員証の提示により、提携した施設において各種割引等の特典を受けていただく。

(3) 大津の京阪電車を愛する会感謝祭の開催

会員限定の「大津の京阪電車を愛する会感謝祭」を開催する。京阪電車錦織車庫内で電車運転体験やミニ京阪電車の乗車、イラスト制作等を実施する。

(4) ボランティア企画イベント

京阪電車を使ったイベントをボランティアスタッフによりアイデアを出し合い、企画から運営、実施を行う。

(5) 会報の発行及び配布

会報を発行し、会員や京阪の主要駅等に配布する。

(6) 役員会の開催

本会を適正に運営していくため、役員会を開催する。

(7) ボランティア会議の開催

イベントの企画や進行の打ち合わせなどを行うため、ボランティア会議を開催する。

令和3年度収支予算書(案)
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1 収入の部 (単位:円)

科 目	予 算 額	説 明
繰越金	224,705	前年度繰越金
会費	1,300,000	会費 @2,000×650口
その他収入	75,295	イベント参加費・預金利息等
合 計	1,600,000	

2 支出の部

科 目	予 算 額	説 明
乗車券	552,500	会員用企画乗車券@850円×650口
事業費	400,000	愛する会感謝祭 ボランティア企画イベント 会報
報償費	85,000	ボランティア交通費等 ホームページ管理
印刷製本費	100,000	総会開催通知、会員募集チラシ
通信運搬費	332,500	郵送料・電話代・インターネット代
雑費	120,000	文書送付用消耗品購入費 郵便振込手数料
予備費	10,000	
合 計	1,600,000	

その他

1 事務所

- ① 520-0861 大津市石山寺3丁目27-11
- ② 電話 077-534-2800
- ③ HP アドレス <https://otsusen.net/>
- ④ 開設時間 (祝日を除く月～金 9:00～17:00)

2 入会の申し込み方法

メールにて、「入会申込書希望」と明記の上、次の事項を記入して、上記の事務所までお送りください。折り返し郵便振込書付きのパンフレットをお送りいたします。

- ①氏名、団体名又は企業名
- ②連絡先住所及び郵便番号

※郵便振込書付きのパンフレットは京阪大津線主要駅にも置いてあります。

大津の京阪電車を愛する会 会則

(名称)

第1条 本会は、大津の京阪電車を愛する会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民が主体となって貴重な公共交通機関としての京阪大津線（石山坂本線及び京津線）の利用促進を図ることにより、京阪大津線の維持・活性化を実現し、もって高齢者等の社会活動手段の確保、総合的な交通渋滞対策、地球温暖化防止を含めた環境保全、公共交通を活かしたまちづくり等を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 京阪大津線の利用促進を図る事業
- (2) 京阪大津線を有効に活用するための情報提供
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員及び会費)

第4条 本会は、前2条の目的及び事業に賛同する個人又は団体、法人等を会員として構成する。

- 2 本会の会員は、1会計年度1口につき2,000円の会費を納めるものとする。
- 3 本会の会員には、会員証及び会費の範囲内における乗車券等を配布する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 参与 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名

- 2 会長、副会長及び監事は、会員のうちから総会において選任する。
また、参与、事務局長及び会計は、会員のうちから会長の指名により選任する。
- 3 役員任期は、2年とする。
- 4 役員が欠けた場合の補欠の役員については、第2項の規定にかかわらず、会員のうちから役員会において選任する。
- 5 前項の規定により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は無報酬とする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。
- 4 参与は、会長及び副会長を補佐し、本会の円滑な運営に協力する。

5 事務局長は、会長及び副会長の監督のもとに、本会の事務を管理する。

6 会計は、事務局長の監督のもとに、本会の会計を管理する。

(顧問)

第7条 本会の事業について助言や指導を頂くため、本会に顧問若干名を推戴することができるものとする。

2 前項の顧問は、大津市長、大津市議会議長および役員会において承認された者をもって充てる。

(総会)

第8条 本会は、毎年1回定例総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。

(1) 事業報告・決算

(2) 事業計画・予算

(3) 役員の選任

(4) 会則の変更

(5) その他必要事項

2 総会の議長は、会長があたる。

3 あらかじめ委任状をもって意志を表示した会員は、総会に出席したものとみなす。

(役員会)

第9条 本会の運営について必要な事項は、役員会において定める。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

3 役員会の議長は、会長があたる。

4 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(会計)

第10条 本会の運営経費は、会費、助成金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(文書管理)

第11条 本会の文書の管理は次の規定表に従う。

【文書管理規定】

保管文書	保管期間
会計に関する文書	10年
総会・役員会に関する文書	5年
事業に関する文書	1年

(事務局の所在地)

第12条 本会の事務局は、大津市石山寺三丁目27番11号に置く

(会則の変更)

第13条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の決議をもって変更できるものとする。

付 則

- 1 この会則は、平成17年11月16日から施行する。
- 2 本会の最初の会計年度は、この規約の施行の日から平成18年12月31日までとする。
- 3 第4条第2項の会費については、平成18年2月1日から徴収を開始するものとする。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成19年3月22日から施行する。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成20年2月17日から施行する。
- 2 改正後の会則第10条第2項の規定にかかわらず、改正後の最初の会計年度は平成20年1月1日から平成21年3月31日までとする。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成26年5月26日から施行する。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成29年5月27日から施行する。

付 則

- 1 改正後の会則は、令和3年5月28日から施行する。